

# 白居易の母について

和田浩平

## はじめに

唐の白居易（七七二―八四六）に「襄州別駕白府君事状」巻四六という一文がある。

この「事状」（以下、省略形も用いる）には、白居易の父白季庚（七九―七九四）と母陳氏（七五五―八一―）の事績が記されている。

父は貞元十年に、襄陽（湖北省）の官舎において歿し、その十七年、母は元和六年四月三日、長安の宣平里の私邸で亡くなった。

この母の死を契機に、白居易は下邳（陝西省）に退居し、喪に服している。

このとき白居易は、始祖の白建から四代の白温までの墓は韓城（陝省）に残し、祖父白鏗（七〇六―七七三）、亡父白季庚の両墓等を邽の義津郷に遷すことに決めている。

白居易は、いったいどのような心境であったのか。

拙稿は、「襄州別駕白府君事状」をもとに、白居易の母について整し、理解を深めたい。そして、母の死後にとった行動から、白居易心情を探っていきたい。

先ずは、「襄州別駕白府君事状」の母陳氏の部分を読むことにしよう。

## 一 「襄州別駕白府君事状」

「事状」は、前半に父季庚のことが書かれ、後半に母陳氏のこと添加えられる。今、後半部分に関して、本文を九つに分けて提供し、注釈<sup>2</sup>を付す。和訳を試み、その後で若干の解説を加える。母の人間像と白居易の心情は、二章と三章で検討したい。

- ① 夫人潁川陳氏<sup>3</sup>、陳朝<sup>4</sup>宜都<sup>5</sup>之後。祖諱璋利州刺史<sup>6</sup>。考<sup>7</sup>諱潤<sup>8</sup>坊州郿城縣令<sup>9</sup>。妣<sup>10</sup>太原白氏。② 夫人無兄弟姊妹。八歳、丁<sup>11</sup>郿城府君之憂、居喪致哀、主祭盡敬、其情禮有過成人<sup>12</sup>者、中外姻族、咸稱異之。③ 十五歳事舅姑<sup>13</sup>、服勤婦道夙夜九年。④ 迫于奉蒸<sup>14</sup>、陸娣<sup>15</sup>、待賓客、撫家人、又三十三年禮無違者。故中外凡爲冢婦<sup>16</sup>者、皆景慕<sup>17</sup>而儀刑<sup>18</sup>焉。⑤ 又別駕府君<sup>19</sup>即世<sup>20</sup>、諸子尚幼未就師學。夫人親執詩書<sup>21</sup>、晝夜教導、恂恂<sup>22</sup>善誘、未嘗以一呵一杖加之。十餘年間、諸子皆以文學仕進、官至清近。實夫人慈訓所致也。⑥ 夫人、爲女孝如是、爲婦順如是、爲母慈如是。舉三者與百行可知矣。⑦ 建中初、以府君郿城之功封潁川縣君。⑧ 元和六年四月三日、歿于長安宣平里<sup>23</sup>第。享年五十七。其年十月八日、從先府君<sup>24</sup>耐于皇姑<sup>25</sup>焉。⑨ 有子四人。長曰幼文、前饒州浮梁縣主簿<sup>26</sup>。次曰居易、前京兆府戶曹參軍<sup>27</sup>、翰林學士<sup>28</sup>。次曰行間、前秘書省校書郎<sup>29</sup>。幼子金剛奴、無祿<sup>30</sup>早世。
- ① 白季庚夫人は潁川の陳氏の出であり、南朝陳王朝の宜都王陳叔明の

後裔である。祖父諱璋は利州刺史であった。亡父諱潤は坊州郿城縣の令であった。亡母は太原の白氏である。②夫人には兄弟姉妹がない。八歳の時、郿城縣の令の父の死にあり、喪に服して悲しんだ。祭祀をつかさどって敬意を尽くし、心情も礼儀もこのうえなかった。家の内と外の親族は、みな彼女をすぐれているとみなした。③十五歳のときに舅姑につかえ、嫁としての道に尽くすこと九年であった。④先祖への祭祀をし、主人の弟の妻たちと仲良くし、賓客を接待し、一家の人々を大事にすることは、また三十三年の間、礼に違ふことがなかった。そのため家の内外の長男の妻は、みな彼女を尊敬して手本にした。⑤襄州別駕の季庚が世を去ったときには、こどもたちはまだ幼く、先生について学ぶまでになつてなかつた。夫人は自分で『詩経』や『書経』を手にとり、昼夜にわたって教えた。まごころをこめて善く導き、罵声をあげて打擲することがなかつた。十数年の間に、こどもたちは学問で仕官し、高位の官に至つた。まことに夫人の慈訓のいたすところである。⑥夫人は、娘としての孝行はこのようなものであり、嫁としての従順なさまはこのようなものであり、母としての慈愛はこのようなものであつた。この三点をあげれば、すべての行いも知ることができらるであろう。⑦建中年間の初め、夫人は府君の彭城縣令の功績によつて、潁川縣君に封ぜられた。⑧元和六年四月三日、長安の宣平里の私邸で病没した。享年五十七歳。その年の十月八日に先の府君季庚に従つて、姑の薛氏の墓所に合葬した。⑨四人の子がいる。長子を幼文といい、前の饒州浮梁縣主簿である。次子を居易といい、前の京兆府戸曹參軍、翰林學士である。その次を行簡といい、前の秘書省の校書郎である。幼子は金剛奴、不幸にして早世した。

①には母の出身が記される。母は南朝陳王朝の陳叔明の後裔とある。郡望であろう。

次に祖父陳璋が利州刺史であつたこと、父陳潤（？―七六二）が坊州郿城縣の令であつたことが見える。二人の詳細は不明。

亡母とは、母の母（七三一―八〇〇）であり、白居易の外祖母にあたる。この外祖母については「唐故坊州郿城縣尉陳府君夫人白氏墓誌銘」巻四二がある。「事状」に、彼女は太原の白氏であると記されるが、白居易の母も白氏の血を受け継いでいることを意味する。

②母は兄弟姉妹がなく、一人っ子であつた。八歳の時に、父の陳潤が亡くなつた。

喪に服しては哀悼の意を抱き、祭祀をつかさどつては敬意を尽くす。その心情も礼儀もこのうえなく立派で、内外の人々が賞賛した。幼少時に受けた優れた教育を思わせる。

③十五歳の時に嫁ぎ、舅白鏗と姑薛氏に尽くした孝行ぶりが記される。白鏗と薛氏のことは、「故鞏縣令白府君事状」巻四六に記される。白鏗の死は大曆八年（七七三）であり、薛氏の死は大曆十二年（七七七）である。鏗に仕えたのは、大曆四年から大曆八年までの四年間。薛氏には、大曆四年から大曆十二年までの八年間であつた。

④母は元和六年（八一―）に歿した。薛氏の没時から、三十四年。母の二十三歳から五十七歳までの様子を述べている。

外祖母は、貞元十六年（八〇〇）に七十歳で歿した。没後の十一年間は、母が一人で白氏を切り盛りしたことになる。

先祖の祭祀、夫の弟の妻たちとの交流、賓客の接待、家人への慈しみなど、みな礼を損なうことがなかつた。

仮に、父の陳潤が歿した宝応元年（七六二）からほどなく、白氏の世話になつていとすると、十五年の歳月がある。先祖の祭祀をはじめ、各種のしきたりを習得したに違いない。

⑤夫の季庚が歿したのは貞元十年である。この時、在世する子は三

人いた。幼文<sup>31</sup>、居易、行簡である。

長子幼文（？―八一七）は、活躍の場が不明。次子白居易は、二十三歳。まだ郷試すら受けていない。第三子行簡（七七六―八二六）も十九歳であった。

白居易が進士科に及第するのは貞元十六年である。父の死から六年経っていた。行簡の及第は元和二年（八〇六）であり、十二年後のことであった。白居易は二十九歳で及第し、行簡は三十一歳で及第する。夫の死から行簡が進士科に及第するまで、母は、四十歳から五十三歳までの時間を過ごした。子への教育は、円熟した時の中に費やされたと言えるだろう。

⑥母に関する記し方が述べられている。娘としての孝行、嫁としての従順ぶり、母としての慈愛、この三点から母のことが語られているとわかる。

⑦建中元年（七八〇）、夫は徐州彭城縣の令に任命された。母は夫の功績によって、潁川縣君に封ぜられた。内助の功が暗に示されている。

⑧母が歿した日時、場所、年齢、埋葬した地が記されている。

⑨服喪中の子どもたちのことが記される。長子幼文は、前の饒州（江西省）の浮梁縣の主簿であった。次子白居易は、前の京兆府戸曹參軍、翰林學士であった。三子行簡は、前の秘書省の校書郎であった。末子の幼美（金剛奴）は、貞元八年九月に九歳で歿している<sup>32</sup>。兄弟三人が官職を辞して、下邳に退居していたのである。

## 二 母陳氏について

前章「襄州別駕白府君事状」の⑥に、「爲女孝如是、爲婦順如是、

白居易の母について

爲母慈如是」とある。白居易は「女として、婦として、母として」と、三視点を留意して、母の人物を語っている。

本章では、この女（娘）、婦（嫁）、母の三時期に分けて、白居易の母について理解を深めていきたい。

### （一）娘時期

「事状」に記されるように、母は陳潤と太原の白氏の間生まれた。陳潤は、その最終歴が坊州鄜城縣の令であり、利州刺史の陳璋の子であったとされる。

太原の白氏は、白居易にとって外祖母になるが、この人は、延安縣の令で終わった白某と韓氏の娘であった<sup>33</sup>。

外祖母は、玄宗の開元十九年（七三一）の生まれである。彼女の青春は、開元、天宝という太平の世の中にあつた。

やがて陳潤と結ばれて女兒が生まれた。この娘が白居易の母である。外祖母は、時に二十五歳。天宝十四載（七五五）のことであった。

この天宝十四載こそ、唐を混乱させた安史の乱が始まった年である。よく知られた乱の動向を簡略にまとめる<sup>34</sup>。

天宝十四載、安祿山が挙兵。翌年、洛陽で帝位についた。玄宗は四川の成都に都落ちする。子の肅宗が靈武で即位し、反撃体勢を整える。

至徳二年（七五七）、安祿山が安慶緒に殺され、史思明が大軍を率いて南下する。やがて史思明も殺され、史朝義が帝位につく。この間、洛陽、潼関、睢陽等でも激戦が続き、各地は荒廃した。

宝応元年（七六二）玄宗、肅宗ともに崩じ、代宗が即位する。広徳元年（七六三）、ウイグルの力を仰ぎ、唐は乱を平定する。しかし、

長安はすぐに吐蕃の侵入を許した。

天宝十四載に生まれた母は、宝応元年に父陳潤を失うまで、八年間を、激動の中で過ごしたことになる。

「事状」には、「夫人無兄弟姉妹」と母が一人っ子であった事実が、はっきりと記される。この点は、外祖母に姉妹があったこと<sup>35</sup>、また夫となる白季庚に季般、季軫、季寧、季平らの弟がいたこと<sup>36</sup>と比べると少ない。

これは社会の混乱を或る意味で語っている。激変した世の状況<sup>37</sup>と同じように、母の一家も平安を保てなかつたのである。

父を失った宝応元年には、玄宗が崩じ、ついで肅宗も崩じている。世の中も我が家の行く末も、全く見えなかつたにちがいない<sup>38</sup>。

外祖母は、時に三十二歳であった。以後娘と如何に生きていくか。彼女には、おそらく三つの選択肢があつた。

イ、夫陳潤の家系を頼る。ロ、母韓氏の家系を頼る。ハ、父白某の家系を頼る。

イ、ロに関しては、可能性はあつても資料が見当たらない。

ハに関しては、外祖母の父白某は、すでに在世していなかつた<sup>39</sup>。

嫁ぎ先で夫が死没した場合、一般には実家にもどり、父母や兄弟などに世話になる場合が知られている<sup>40</sup>。外祖母の場合、父白某の兄弟を頼つたのではないかと推測される。

白某は、白温の子として生まれた。兄弟は、少なくとも六人はいた<sup>41</sup>が、白某は、その中の一人であつた。今、その兄弟として、若鏑<sup>42</sup>、鏑<sup>43</sup>、某、鏗（第六男）らが確認できる（残りは不明）。

このうち、最も可能性があるのは、鏗である。鏗には五人の子がいた。外祖母は、やがて娘を長男の季庚に嫁がせているからである。

幼少時の母の様子は、「事状」に、「郟城の府君の憂に丁（あ）ひ、喪に居りて哀を致し、祭りを主りて敬を盡くし、其の情禮には、成人に過ぎたる者有りて、中外の姻族、咸（ことごと）く稱して之を異とす」と記される。

父が歿した時、母はその祭祀を賢明にこなしたのだ。この行為は、外祖母が、父の白某を祀つた際の孝女ぶりを彷彿とさせる。

「唐故坊州郟城縣尉陳府君夫人白氏墓誌銘」にも、「郟城の歿するに泊（およ）び、夫人は幼女を撫訓す、節婦爲り」と見えるからである。

夫陳潤の死後、母は、外祖母によって、葬儀に関する厳格な教育を受けていたのである。

## （2）嫁時期

大暦四年（七六六）、母は白季庚に嫁いだ。十五歳であつた。結婚に至る経緯はわからない。

何らかの同意が見出されて、母は、外祖母の叔父にあたる鏗の子、季庚を相手に選んだのである。白氏の血を引く母が、白氏の季庚に嫁いだことになる。

季庚はすでに四十一歳であつた。晩婚である。これに関しては経済的な理由からだとされたり<sup>44</sup>、再婚であつた<sup>45</sup>とも言われる。

すでに見たように、母は幼少時から聡明であつた。これも選ばれた理由であろう。

筆者は、二人の結婚には、取り巻く時代の事情があつたと思う。安史の乱が起り、唐は未曾有の混乱の中にあつた。白氏の一家も生き残る路を探つたにちがいない。一家の安定を求めて、白氏の血を引く者同士の結婚に至つたと考えるのである。

では、嫁ぎ先で仕えた舅の白鏗と夫の白季庚とは、どのような人物だつたのか。

先ずは、白鏗に関する資料「故鞏縣令白府君事状」を読んでみよう。

この「事状」には、最初、白氏の古来の歴史が語られ、次に北斉の白建以下のこと記される。鏗のことは、その後が続く。

①公、諱鏗、字□<sup>46</sup>鍾、都官郎中第六子。幼好學、善屬文、尤工五言詩。有集十卷。②年十七、明經及第、解褐<sup>47</sup>、授鹿邑縣尉<sup>48</sup>、洛陽縣<sup>49</sup>主簿、酸棗縣<sup>50</sup>令。③理酸棗有善政。本道節度使令狐章<sup>51</sup>、知而重之、秩滿<sup>52</sup>、奏授殿中侍御史<sup>53</sup>、內供奉<sup>54</sup>、賜緋魚袋<sup>55</sup>、充滑臺<sup>56</sup>節度參謀<sup>57</sup>。軍府之要、多咨度焉。居歲餘、公嘗規章之失、章不聽。公因留一書移章、不辭而去。④明年、選授河南府鞏縣令<sup>59</sup>。在任三考<sup>60</sup>。自鹿邑至鞏縣、皆以清直靜理<sup>61</sup>聞於一時。爲人沈厚和易<sup>62</sup>、寡言多可<sup>63</sup>。至於涉是非、闕<sup>64</sup>邪正者、辨而守之、則確乎其不可拔<sup>65</sup>也。

①公、諱は鏗、字は□鍾、都官郎中（白温）の第六子である。幼い時より勉学を好み、詩文を綴るのが上手かった。とりわけ五言詩が得意であった。詩文集十巻がある。②十七歳で明経科に合格した。官職につき、鹿邑縣尉、洛陽縣主簿、酸棗縣令を授けられた。③酸棗縣を治めていた時に善政があった。上司の滑、毫、魏、博節度使の令狐章は、公のことを知って重んじた。任期が終了した時に、上奏して、殿中侍御史、内供奉、賜緋魚袋を授与して、滑臺節度の參謀に充てた。節度使の幕府の重要なことは、公に諮問することが多かった。一年あまりして、公は、令狐章の過失を戒めた。しかし令狐章は聞き入れない。そこで公は、手紙を一通令狐章に残して、別れの挨拶もせずに立ち去った。④翌年、選ばれて河南府鞏縣令を授けられた。在任は九年であった。鹿邑県の尉から鞏県の令に至るまで、どの役職も清廉で正直をもって、当時聞こえていた。公は、落ち着いた人柄で近づきやすく、よいなことは言わず、人に寛容であった。是非、正邪に関しては、それを明確にして守り通し、その厳格さは揺るがすことができなかつた。

本文の③と④には、白鏗の人柄が出ている。

鏗は、酸棗縣で善政を行った。その有能ぶりを知った節度使の令狐章が、鏗を幕府に入れて參謀にする。一年余りして鏗は、令狐章の過

白居易の母について

失を戒めた。令狐章は聞き入れない。鏗は、一通の手紙を残して、別れの挨拶もせずに立ち去ったという。

令狐章に関しては、『旧唐書』卷一二四「列伝」七四、『資治通鑑』卷二二二「唐紀」三八「肅宗上」等に記述が見える。

彼は初め安祿山に仕えていたが、祿山の死後は史思明につき従った。乾元二年（七五九）、史思明は大軍を四分して南下する。その一つが令狐章に任された。令狐章は五千の兵で滑州を占領し、史思明から、滑州の節度使に任命されている<sup>66</sup>。

二年後の上元二年三月、史思明は子の史朝義に殺される。すると、二か月後の五月に、令狐章は唐に帰順する。

上元二年の当時、唐軍は敗戦を重ねていた。河南の情勢も悪化。そんな状況下で令狐章は、最初の人として、唐に帰順する道を選んだのである。

この行為に肅宗は、礼を厚くして褒美を与えた。令狐章を正式に滑州刺史、滑毫魏博等六州節度にしていく。

史伝を見ると、令狐章には先見性と決断力があつた。

その在職期間には、道徳が大に行われている。廢墟の街は再興され、農業は盛んになり、厳しい法令で内外の統治がうまくいく。臨終の時、自分の子に節度使の地位を伝えていない。人柄も立派に見える。しかし、『旧唐書』には、次の記述がある。

然性讎猜阻、人有忤意、不加省察、輒至髡踏<sup>67</sup>、此其短也

しかし、その性格と見識は、猜疑心が強く、人に逆らう気持ちがあると、省察を加えずに、いつも殺し倒してしまつていた。これがその短所であつた。

こうした一面をもつ令狐章に対して、白鏗は、「居ること歳餘、公嘗（かつ）て章の失を規（ただ）すも、章聽かず。公因りて一書を留

めて章に移（おく）り、辭せずして去る」という行動をとる。

自分の正しさを信じて行ったとも言える。

翌年、白鏗は河南府鞏縣令に就任している。在職は九年に及んだ。白鏗の人望は衰えることがなかったらしい。

このような白鏗を、白居易は「事状」の中で、「鹿邑より鞏縣に至るまで、皆、清直靜理を以て一時に聞こゆ。人と爲り、沈厚和易にして、言寡く可多し。是非に涉り、邪正に關（かか）はる者に至りては、辨（わきま）へて之を守れば、則ち確乎として其れ抜く可からざるなり」と記している。

白居易の母が仕えた祖父白鏗は、清廉で正直に生きた人ということがわかる。

次に夫の白季庚を知るために、「襄州別駕白府君事状」の前半部分を読んでみよう。

①公、諱季庚<sup>68</sup>、字子申、鞏縣府君之長子。天寶末明經出身、解褐授蕭山縣<sup>69</sup>尉、歷左武衛兵曹參軍<sup>70</sup>、宋州司戶參軍<sup>71</sup>。②（i）建中元年、授彭城縣<sup>72</sup>令。時徐州爲東平所管<sup>73</sup>。屬本道節度使反<sup>74</sup>。反之狀<sup>75</sup>、先以勝兵<sup>76</sup>屯埇口<sup>77</sup>、絕汴河運路、然後謀東闚江淮。（ii）朝廷憂虞、計未有出。公、與本州刺史李洧<sup>78</sup>、潛謀以徐州及埇口城歸國<sup>79</sup>、反拒東平。（iii）東平遣驍將信都崇敬、石隱金等、率勁卒二萬攻徐州。徐州無兵、公收合吏民、得千餘人、與李洧堅守城池。親當矢石、晝夜攻拒、凡四十二日、而諸道救兵方至。（iv）既而賊徒潰、運路通、首挫逆謀、不敢東顧。繇是徐州一郡七邑<sup>80</sup>及埇口等三城、到于今訖不隸東平者、實李洧與公之力也。③德宗嘉之、命公自朝散郎超授朝散大夫<sup>81</sup>、自彭城令擢拜本州別駕<sup>82</sup>、賜緋魚袋、仍充徐、泗觀察判官<sup>83</sup>。故其制<sup>84</sup>云、今州將<sup>85</sup>忠謀、翻然効順<sup>86</sup>、叶其誠美、共贊良圖。我懸爵賞、俟茲而授。宜加佐郡之命、仍寵殊階之序。④貞元<sup>87</sup>初、朝廷念公前功、加檢校大

理少卿<sup>88</sup>、依前徐州別駕、當道團練判官<sup>89</sup>、仍知州事。故其制云、嘗宰彭城、挈<sup>90</sup>而歸國。舊勳若此、新寵蔑如。或不延厚於忠臣、將何<sup>91</sup>勸於義士。宜崇亞列、再貳<sup>92</sup>徐方<sup>93</sup>。秩滿、又除檢校大理少卿、兼衢州<sup>94</sup>別駕。秩滿、本道觀察使皇甫政<sup>95</sup>以公政績聞薦、又除檢校大理少卿、兼襄州別駕。

①公は、諱は季庚、字は子申、鞏縣の令、白鏗の長子である。天寶末の明經科の出身で、官職としては、蕭山縣の尉を授けられ、その後、左武衛の兵曹參軍、宋州の司戶參軍を歴任した。②（i）建中元年、彭城縣の令を授けられた。当時徐州は東平郡に管轄されていた。この時、河南道の淄青節度使（李正己）が反乱を起こした。その反乱の模様は、先ず精銳部隊が埇口に駐屯することで汴河の航路を遮断し、それから東に長江と淮河の一带を狙おうというものであった。（ii）朝廷は憂え恐れたが、よい対策が出なかった。公は、徐州刺史の李洧と内密に謀り、徐州と埇口の街を国に返そうと、予期に反して東平郡の動きに抵抗した。（iii）東平郡は、驍將の信都崇敬、石隱金を派遣し、強兵二万を率いて徐州を攻めさせた。徐州には軍がなく、公は官吏と民衆を集めて、千人あまりを確保し、李洧と手を組んで徐州の街と水域を固く守った。自ら矢や石に向かつて昼夜抵抗し、四十二日経って、諸道から援軍がようやく到着した。（iv）そのうち賊の輩は壊滅して航路が開け、首領の反逆の謀は頓挫し、二度と東方に眼を向けることがなかった。これによって徐州の一郡七縣、及び埇口等の三つの街は、現在まで東平郡に支配されていない。これはまさに李洧と公の力によるものである。③德宗はこれをほめたたえ、公に命じて地位を朝散郎から朝散大夫に引き上げて授け、彭城縣の令から徐州の別駕、賜緋魚袋に拔擢し、その上、徐州と泗州の觀察判官に充てた。それゆえその勅命文に、「今、徐州の將は忠義の計略があり、身をひるがえして帰

順したが、その誠実な善行をかなえるために、ともになつて良き計略を助けた。朕は爵位と褒賞を用意して、ここに待っていたので、今授けることにしよう。郡を補佐する命を加えて、また特別な位階を授与するのがふさわしい。④貞元年間の初め、朝廷は公の前の功績を考えており、檢校大理少卿の地位を加え、徐州の別駕と河南道の團練判官は継続させて、州の政事を掌らせた。それゆえその勅命文に、「かつて彭城を掌っていたが、連繫して国に帰順した。旧勲はこのようであつたが、褒賞はこのほか小さかつた。厚遇を忠臣に施さなかつたら、どうして義士を奨励できよう。低い位から昇進させて、再び徐州を助けていただくのがよろしい。」任期が終わると、今度は、檢校大理少卿、兼衢州別駕に除せられた。その任期が終わると、浙東觀察使の皇甫政が、公の政治の功績を奏上して推薦し、そこで再び檢校大理少卿、兼襄州別駕に除せられた。

このように、「事状」の内容は四分でき、①季庚の生まれと明経科合格後の職歴、②彭城縣の令としての活躍、③徳宗の勅命文(一)、④徳宗の勅命文(二)となる。

①によれば、季庚も白鏗と同様に、明経科に及第した後地方官を歴任している。

②には、建中元年(七八〇)に彭城縣の令に就任し、その後活躍したことが記される。

③と④には、②の活躍によつて季庚が朝廷から受けた数々の褒賞が記される。

季庚の人柄は、②を検討する必要があるだろう。今、和訳は、(i)から(iv)に細分したが、もう少し解説してみたい。

(i)は、時代背景を知る必要がある。

建中元年の当時、徐州は、鄆(うん)州(治所は東平郡)の管轄下

白居易の母について

にあつた。鄆州を領していたのは、淄青節度使の李正己である<sup>96</sup>。李正己は、高麗人で、侯希逸<sup>97</sup>らとともに平盧軍における安祿山の裨將にすぎなかつた。

この平盧軍は南下して、二つの勢力に分かれる。従叛勢力と朝廷側に立つ勢力である。

李正己は以後、侯希逸らと朝廷側に回つた。忠義を尽くし、反乱軍と戦うことになる。

侯希逸が平盧節度使になり、軍を率いて海を渡ると、李正己も従つて青州に至つた。李正己は兵馬使として侯希逸に仕えている。

やがて侯希逸は軍から追い出される。李正己がその後を継いで統帥になる。その後、代宗によつて、淄青節度使に任命された。それ以後、李正己の一家は、淄青の地を六十年にわたつて統治することになる<sup>98</sup>。

李正己は初め淄、青、齊、海、登、萊、沂(き)、密、徳、棣(だい)の十州を領有し、その後も地盤を拓げる機会をうがっていた。李愷耀討伐の命を受け、さらに曹、濮、徐、兗(えん)、鄆の五州を得ることに成功。青州から鄆州に移つたのはこの時である。

こうして節度使の力を伸ばした李正己は、范鎮として、権力の世襲を朝廷に認めさせようとする。魏博節度使田承嗣(子は田悅)、昭義節度使薛崇、成徳節度使李宝臣(子は李維岳)、山南東道節度使梁崇義、彼らと結託していたのはそのためである。

白季庚が彭城縣の令に就いた当時、李正己は他の藩鎮とともに徐州に兵を進めている。これは世襲を許さない徳宗を、連繫して圧迫するためであつた。

李正己は建中初年に卒した。死後、子の李納が父の喪を発せず、李正己の後を統治している。李納は田悅と組んで乱を引き継いだのであ

る<sup>99</sup>。

季庚が李洧と徐州を死守したのは、こうした藩鎮の動きがあった時のことと考えられる。

(ii) には、白季庚の策略的動きが記される。行き詰った朝廷側で、徐州刺史の李洧と内密に抵抗の行動を起こしたのだ。

李洧は李正己の堂兄(いとこ)であり、李納とも血縁関係がある。李洧と手を組むことは、かなりリスクが伴っていたにちがいない。

なお李洧の動きについては、白居易に「薦李晏韋楚狀」巻六八がある<sup>100</sup>。

(iii) には、戦いの様子が見える。白季庚は東平郡の猛攻に立ち向かった。急遽、官、民を集めて兵力にした。矢石が降る中を昼夜、必死に四十二日にわたって抗戦し、徐州の街とその水域を死守している。(iv) 戦後のことが記される。賊徒の壊滅、首領の謀の頓挫。徐州の平和は、李洧と白季庚の力によるものであったとする。

歴史的なことを言えば、唐は徐州を防御した後も、魏博、成徳、盧龍、淄青の四藩鎮と戦いを続けている。この戦いは、興元元年(七八四)、徳宗が大赦を出すまで終わらなかった。

さて、③と④から、白季庚が勅命によって、昇進を賜ったのは二度あったことが知られる。

二度目が貞元初(七八五)とあるので、一度目は建中年間(七八〇―七八三)か、興元元年(七八四)にかけてのものである。

一度目、季庚は、彭城縣の令から徐州の別駕、賜緋魚袋に拔擢され、徐州と泗州の觀察判官に充てられた。二度目は、檢校大理少卿、兼衢州別駕に除せられ、最終的には檢校大理少卿、兼襄州別駕になるというものである。

別駕とは、州の長官の刺史を補佐する次官である。刺史の李洧を助

け、藩鎮の攻撃を阻止した実績に基づいているのだろう。

白氏の一家には、進士科及第者はいない。みな縣の役人のレベルである<sup>101</sup>。

地方官として功績をあげ、別駕になった季庚は、一族の出世頭であったのである。

「事状」の季庚の行為は、結果的に、人を見る目があったことを思わせる。この優れた眼識は、祖父の白鏗に似ているのかもしれない。

前述の如く、白鏗は、酸棗縣の令で活躍し、滑州の令狐章の幕に入っている。令狐章は、猜疑心が強く、逆らいそうな人を省察せずに殺してしまう。そうした欠点があった。鏗は、それを見出し、彼の幕から去ってしまう。つねに清廉で正直であった。

季庚は、李正己、李納、李洧という血縁がからむ人脈の中で、李洧につく判断を下した。父の鏗から、人としての生き方を教えられたかのような動きである。

白鏗が酸棗縣の令であったのは、上元二年(七六一)の頃のことであり、歿したのは大曆八年(七七三)である。十二年の間に、季庚は、陳氏と結婚し、地方官として経験を積んでいる。

季庚も母陳氏も、鏗の地方官としての経験を十分聞かされていたことが想像される。

季庚の行動は、父の気質と似ていたことを彷彿とさせるからである。白氏一家には家訓があったという。

季庚の弟に季軫(しん)という人がいる。白居易はこの叔父のために、「許昌縣令新廳壁記」巻四三を残している。

その中に、「吾が家、世々清簡を以て垂れて貽燕の(之)訓と為す」と見える。「貽燕の訓」とは、先祖から伝わる家訓という意味である<sup>102</sup>。



徐州から許州に榮転した季軫のことは、「約己以清白、納人以簡直、立事以強毅。以清白、故官吏不敢侵于民。以簡直、故獄訟不得留于庭。以強毅、故軍鎮不能干于縣」(自分には清廉潔白を求め、人にはわかりやすく正直であり、政治には強い意志で向かった。清廉潔白であったから、官吏は決して民を侵害しなかった。人にはわかりやすく正直であったから、訴訟は滞ることなく進んだ。政治には強い意志で向かったので、兵力を誇る藩鎮が縣を冒すことはなかった)と記されている。ここでは、季軫が「清白、簡直、強毅」をもつ人柄として描かれる。これを白鏗、白季庚が地方官として活躍した場面に照らしても、共通するものを見出せると思う。

白居易の母は、こうした白氏の家訓の中に生き、夫の季庚を助け、潁川縣君に封ぜられたということであろう。

### (3) 母時期

貞元十六年(八〇〇)、白居易は念願の進士科に合格する。二十九歳であった。優れた人物は、やはり優れた母に育てられる。ここでは教育者としての母の姿を見てみたい。

白居易の学問への志を記した資料を見てみよう。

「五、六歳に及んで、便ち詩を爲ることを學ぶ。九歳にして聲韻を暗識す。十五、六にして始(まさ)に進士有ることを知る」：「與元九書」卷四五

「十歳にして読書を解し、十五にして能く文を属(つづ)る、二十にして秀才に擧げらる」：「朱陳村」卷一〇

「五六歳にして聲韻を識し、十五にして詩賦に志す」：「白氏長慶集序」(著者は元稹)

記述を整理すると、

大曆十一年…五、六歳…作詩を學ぶ、或いは、聲韻を識す。

白居易の母について

建中元年… 九歳… 声韻を暗識。

建中二年… 十歳… 読書を理解。

貞元二年… 十五歳… 文章を書く。詩賦に志す。

五歳で作詩を始めた白居易は、十五歳では科挙を意識し、文章、詩賦の作成をしていたようである。

これは、父季庚が二度目の褒賞を受けた翌年のことであった。父の徐州別駕への出世は、白居易に進士科を強く意識させたと推測される。

貞元二年、父は五十八歳、母は三十二歳であった。進士科を目指す教育は、このころには始まっていたのである。

その後貞元十年に父が歿した。母四十歳の時であった。母は懸命に子どもの教育を始める。

「襄州別駕白府君事状」には、「別駕府君世に即くに及んで、諸子尚ほ幼く、未だ師に就いて學ばず。夫人は親ら詩書を執りて、晝夜教導す。恂恂として善誘し、未だ嘗て一呵一杖を以て之に加へず」と記されている。

この時白居易は二十三歳で、郷試も受けていない。弟の行簡は十九歳であった。

母は、『詩経』、『書経』を手にとつて、昼夜にわたつて教えたという。教え方にはまごころがあり、無理強いすることがなかったともある。

母は、白居易の友人元稹(七七九—八三一)の面倒も見ていたらしい。

元和六年七月、元稹は白居易の母の訃報に接し、「祭翰林白學士太夫人文」<sup>103</sup>を書いている。

祭文には、貧窮時に白居易の母に助けられ、自分の子に対するのと変わらない慈愛に満ちた扱いを受けたことが切々と述べられているが、彼女の教育にも触れ、

「太夫人族茂簪纓<sup>104</sup>、仁深聖善。勵諸子以學、故大被擇鄰<sup>105</sup>、示諸

子以正、故寸葱<sup>106</sup>方判。保參不疑<sup>107</sup>、戒軻非淺<sup>108</sup>（太夫人は、子どもを高位の人に育てあげた。仁は深く、聖善である。学問によって諸子を励まし、それゆえ教育環境は十分整えられたものであった。正義によって諸子を教え、それゆえわずかなことでも正しいことが判断できる。固く子どもを信じて疑うことがなく、孟子を導いた母のように教えは深かった）と述べている。

またその生きざまは、「見聚螢<sup>109</sup>而肄業、知織縷之嘗勤（螢が集まるのを見て学業を習い、糸を織って勤めることを知る）」と述べている。元稹は、白居易の母が苦勞を惜しまぬ努力家であったと見ていたようである。

母親の教育方針が「学」と「正」であるとしているのは、注意しなければならぬ。

白居易の母は、教育として、学力のみならず、道徳面も重視していたのである。

さて、白氏一家における教育には、外祖母も、熱心に参与していた。「唐故坊州郾城縣尉陳府君夫人白氏墓誌銘」には、「郾城の歿するに洎（およ）び、夫人は幼女を撫訓す。節婦爲り。居易、行簡の生まるるに及び、夫人は鞠養して人と成す。慈祖母爲り」と記されている。

外祖母は、夫の陳潤の没後、八歳の娘を大事に育てた。娘が嫁ぎ、居易、行簡が生まれると、その成育にも携わっていたことがわかる。

三十二歳で夫を失い、以後三十八年間、節婦として、また慈祖母として、娘を支えていたのである。

夫季庚が歿する二年前の貞元八年のことであるが、母は末子の幼美（興元元年生まれ）を失った。

この幼美に関して、白居易は、「祭小弟文」巻四〇と「唐太原白氏之殤墓<sup>109</sup>銘」巻四二を残している。その「墓銘」には、「既に生まれ

て恵あり、既に孩にして敏なり。七歳にして能く詩賦を誦し、八歳にして能く書を讀み琴を鼓す。九歳にして不幸にも疾に遇ひ、徐州符離縣の私第に夭す」と見える。

幼美は、天性優れた資質を授かる聡明な子であった。七、八歳での文学の素質は決して白居易に劣るものではない。

八歳で琴を弾けたとあるが、これは外祖母の指導を受けたのかもしれない。「唐故坊州郾城縣尉陳府君夫人白氏墓誌銘」に、外祖母のことを「琴書を善くす」と記されているからである。

教育内容は広く、琴などの音楽に関わることもあったのである。

白居易の詩文には、「琵琶引」<sup>110</sup>巻二二など、音楽的素養をうかがわせる作品が見える。幼少時の教育が影響しているのかもしれない。

白居易の母は、舅の錙に孝養を尽くした。また、夫の季庚を助けて、縣令としての功績をあげさせている。二人から、白氏の家風を学んでいたことだろう。

子どもたちにも、学問と芸術、そして清廉で正直に生きる生き方を教えたにちがいない。

### 三 白居易の思い

未亡人として生きる母を思う気持ちや、病状思わしくない母を思う心情などは、「傷遠行賦」巻三八、「奏陳情状」巻五九等によく表れている。母の死後の白居易の心情は、以下の改葬行為に表れていると思う。

「襄州別駕白府君事状」に「元和六年四月三日、歿於長安宣平里第。享年五十七。其年十月八日、從先府君附於皇姑焉」とある。

これによれば、白居易の母は元和六年四月三日に長安の宣平里の私

邸で病没したが、もがりされていなかった。十月八日になって、亡父君季庚の背後、亡姑薛氏の墓所に合葬されたということである。

四月三日から半年後の十月八日までの間に、故郷から離れてもがりされていた祖父母と父の柩が下邳に運ばれた。

祖父鏗の柩に関しては、「故鞏縣令白府君事状」に「大曆八年五月三日、遇疾歿于長安。春秋六十八。以其年權厝<sup>112</sup>於邳<sup>113</sup>縣下邑里。：元和六年十月八日、孫居易等始發護<sup>114</sup>靈柩、遷葬於下邳縣義津鄉北原〔而合附<sup>115</sup>焉〕とある。

鏗は長安で歿し、下邳縣の下邑里に柩が安置されていた。三十八年を経て、同じく下邳縣の義津鄉北原に遷され、改葬されたのだ。

祖母の薛氏の柩も、この「事状」に「大曆十二年六月十九日、歿於新鄭縣私第、享年七十。其年權窆厝<sup>116</sup>於新鄭縣臨洧里」とある。こちらは、三十四年後に新鄭（河南省鄭州市）から下邳縣義津鄉北原へ遷されている。

父季庚の場合は、「襄州別駕白府君事状」に「貞元十年五月二十八日終於襄陽官舍、享年六十六。其年權窆於襄陽縣東津鄉南原。至元和六年十月八日、嗣子居易等、遷護於下邳縣義津鄉北原、從鞏縣府君宅兆<sup>117</sup>而合附焉」とある。父は襄陽でかりに埋葬されていたが、死後十七年経って、下邳縣義津鄉北原に遷されたとわかる。

元和六年十月八日。この日に至って、祖父母と父、三人の柩が初めて下邳縣義津鄉北原に集められたのである。祖父母と父の改葬は、母の死が契機となっているのである。

「襄州別駕白府君事状」には、新たな墳墓を下邳に定めた理由が記されている。

自司空<sup>118</sup>而下、都官郎中<sup>119</sup>而上、皆葬於韓城縣。今以下歸不便、遂改卜鞏縣府君及襄州別駕府君兩塋於下邳縣義津鄉北原。其兩

白居易の母について

塋、同兆域而異封樹。蓋從時宜、且叶吉也。

司空を追贈された白建から、刑部の都官郎中に所属した白温までは、みな韓城縣に葬られている。今、歸葬を卜して不便ということで、改めて卜して、祖父白鏗と父白季庚の両墓を下邳縣の義津鄉の北郊に決めた。その兩墓は、同じ墓域にあるが、墳土と植樹が違っている。今の風習に従って、吉と出たことにふさわしかったのである。

白居易の家系は、太原から韓城に分かれた支族の一つであるが、韓城から下邳に移り住んだのは、都官郎中の曾祖父白温であった。

ところが、この白温は韓城に葬られている。白温までは韓城が墳墓の地として見られていたのである。

白居易は、白温から四代目であった。活躍の場は地方ではなく、中央になっていた。「今、歸を卜して便ならざるを以て」とあるように、韓城は歸葬するには遠く、すでに疎遠になっていた。すっかり住み着いていた下邳の地を、卜することに決めたのであろう。

祖父母、父母の柩の埋葬は終わったが、まだ末弟幼美と外祖母のことが残されていた。

この二人の場合も一年半余り後の元和八年二月二十五日に、外地から遷されている。

末弟幼美の場合は、「唐太原白氏之塋墓銘」卷四二に、「：九歳不幸遇疾、夭徐州符離縣私第。貞元八年九月、權窆于縣南原。元和八年春二月二十五日、改葬于華州下邳縣義津鄉北岡、附于先府君宅兆之東三十步」とある。

幼美は、九歳のときに病で亡くなり、徐州符離縣の南原にもがりされていた。それが改めて、下邳縣義津鄉北岡にある父季庚の墓から東三十歩のところ埋葬されたのである。歿してから、二十二年目のこ

とであった。

外祖母は、「唐故坊州郿城縣尉陳府君夫人白氏銘」に、「貞元十六年夏四月一日、疾歿于徐州古豐縣官舍。其年冬十一月、權窆于符離縣之南偏。至元和八年春二月二十五日、改卜宅兆于華州下邳縣義津鄉北原、即潁川縣君新塋之西次、從存歿之志」とある。

外祖母は貞元十六年四月に徐州古豐縣の官舎で亡くなり、冬に符離縣の南に葬られた。それを下邳縣義津鄉北原に改葬している。母の新しい墓の西側である。

この外祖母の墓の改葬が終わって、白居易は亡き母のためにできることをすべて為したと言えるのかもしれない。

白居易は母を葬送する悲しみの中で、家族の墳墓を下邳に定め、近親者の墓を下邳に集めた。故人たちを追悼する文章を書き、彼らを改めて葬送した。こうして母を中心にして初めて死者たちの魂に安らぎを与えることができたのである。

それは自分の故郷を確認し、自身にも安寧をもたらず行為であったとすることができるとはならない。

### おわりに

拙稿は白居易の母陳氏について考え、彼の母に対する心情を探った。

母は、安史の乱が勃発した年に生まれ、幼少時に父を失った。激動する時代の中を外祖母と生き延び、十五歳で白氏に嫁いだ。祖父母に孝養を尽くし、妻として縣令の夫を支えてゆく。夫の死後は、子どもの白居易、自行簡等を教育し、彼らを進士科に及第させる。白氏の家風に生きた聡明な人であったと言える。

白居易は、母の死後、一家の墳墓の地を下邳に決め、祖父母、父、弟、

外祖母とともに母の魂の安寧を願っている。

拙稿では言及しなかったが、服喪中に、下邳の村でひとり娘が死んでいる。金鑿という名で、三歳であった。詩「病中哭金鑿子」巻一四には、切実な思いがうたわれている。白居易はこの幼児にも、永遠の安らぎを与えねばならなかったと思われる。

白居易の母には学力もあつたようである。遺憾なことに、彼女の詩文は残されていない。

それゆえ拙稿は、子の白居易が残した詩文から作成した。

### 注釈

- 1 底本は南宋紹興年間刊本『白氏長慶集』七十一巻 文学古籍刊行社 一九五五年。
- 2 基本的な注釈、和訳は、『白氏文集』五 「新釈漢文大系」明治書院二〇〇四年に見える。参照しつつ、論述上必要なことは改めて記す。
- 3 陳氏、『後漢書』卷六二「陳寔伝」に「陳寔、字仲弓、潁川許人也。復再遷除太丘長」とある。陳寔は南朝陳を開国した陳霸先の先祖とされる。以下、正史は中華書局一九八七年刊等を使用。
- 4 陳朝、『陳書』卷一「高祖上」に「高祖武皇帝霸先、字興國。漢太丘長陳寔之後也」とある。
- 5 宜都、『陳書』卷二八「高宗二十九王」に「宜都王叔明、字子昭、高宗第六子也。太建五年、立爲宜都王」とある。
- 6 利州刺史、利州は唐代、山南西道に属す。今日の四川省广元県のあたり。刺史は州の長官。
- 7 考、亡父。
- 8 潤、陳潤。「唐故坊州郿城縣尉陳府君夫人白氏墓誌銘」卷四二に「郿城尉諱潤之夫人」とある。官職は「令」ではなく、「尉」と見える。
- 9 坊州郿城縣令、坊州は関内道に属す。郿城縣は今日の陕西省黄陵県のあたり。縣令は県の長官。
- 10 妣、亡母。

- 11 丁、ちょうど出会う。
- 12 成人、人格の完成者。『論語』「憲問第十四」に「子路問成人。子曰、若臧武仲之知、公綽之不欲、卞莊之勇、冉求之藝、文之以禮樂、亦可以爲成人矣」とある。以下、十三經に關しては『十三經注疏』中文出版社一九七四年五月を使用。
- 13 舅姑、白居易の祖父白鏗と祖母薛氏。
- 14 蒸嘗、「嘗」は「嘗」の異体字。蒸嘗は先祖の祭り。『詩經』小雅「天保」に「禴祠蒸嘗」とある。毛伝によれば、秋祭を「嘗」といい、冬祭を「蒸」という。
- 15 姉姒、姉は弟の妻、姒は兄の妻。
- 16 冢婦、舅が歿した後の長子の嫁。『礼記』「内則」に「舅歿則姑老。冢婦所祭祀賓客、每事必請於姑」とある。
- 17 景慕、あおぎ慕う。
- 18 儀刑、手本としてならう。『詩經』大雅「文王」に「儀刑文王、萬邦作孚」とある。毛伝は「刑」は「法」であるという。
- 19 別駕府君、夫の白季庚。別駕は州の次官。刺史を補佐する。
- 20 即世、世を去る。
- 21 詩書、「詩經」と「書經」。
- 22 恂恂、おだやかで恭しい。『論語』「郷党第十」に「孔子於郷黨、恂恂如也」とある。
- 23 宣平里、長安城の宣平坊。朱雀大街の東側にあり、万年縣に属す。
- 24 先府君、夫白季庚のこと。
- 25 皇姑、夫の亡母に対する尊称。薛氏のこと。
- 26 饒州浮梁縣主簿、饒州は江西南西道に属す。浮梁縣は今日の江西省景德鎮市のあたり。主簿は県の官吏。
- 27 戸曹參軍、京兆府の民戸を司る部署の属官。
- 28 翰林學士、天子側近の榮譽職。詔勅に關する事務を司る。
- 29 秘書省校書郎、秘書省の属官。書籍の校正を司る。
- 30 無祿、不幸。
- 31 謝思焯氏は、幼文は季庚と前妻との間の子であるという。参照、謝思焯『白居易集綜論』下編「白居易的家世和早年生活」三「白季庚是否晚婚」、中国社会科学出版社一九九七年八月。
- 32 「唐太原白氏之塲墓銘」卷四二による。
- 33 平岡武夫氏は「陳潤の妻は白鏗の娘ではない。父は白鏗とは別の白某である」と、蓬左文庫本を用いて証明した。参照「白居易の家庭環境に關する問題」第五章「父母の結婚―陳夫人白氏―」、「東方學報」(京都)第三四冊一九六四年。整理は、藤善真澄『安祿山』、人物往来社一九六六年を参考にして行う。
- 34 「唐故坊州郿城縣尉陳府君夫人白氏墓誌銘」には、「第某女」とあるが、平岡武夫氏が用いた蓬左文庫本の校する異本には「第五女」に作るといふ。参照、注33。
- 35 「故鞏縣令白府君事狀」卷四六にもとづく。なお宋本は「季庚」を「季庾」に作る。今、「唐故坊州郿城縣尉陳府君夫人白氏墓誌銘」(『旧唐書』卷一六六「白居易傳」等)に拠つて改める。
- 36 例へば、杜甫は、乾元二年(七五九)、洛陽から西の華州の任地へ向かう。その途上、「無家別」を作り、身寄らない老人の出征、郷里の荒廢、人の離散、流民の發生など、華州の悲惨な様子を語る。参照、『杜詩詳注』卷七 中華書局一九七九年。
- 37 また天宝以降の全国の戸数の激減、同州、華州における人口急変については、参照、凍国棟『中国人口史』第二卷「隋唐五代時期」、復旦大学出版社二〇〇二年十一月。
- 38 このころの状況は、『旧唐書』卷一一「代宗紀」に、「今連歲治戎、天下凋瘵、京師近甸、煩苦尤重、比屋流散」と見える。毎年外敵の侵入に対処し、天下は凋落する。都に近い地域は荒廢がもつともひどく、人家は散り散りになっていたのである。
- 39 「唐故坊州郿城縣尉陳府君夫人白氏墓誌銘」には、「延安の終るに洎(およ)び、夫人哀毀すること禮に過ぐ。孝女爲り。郿城の歿するに洎び、夫人幼女を撫訓す」と死没の順序が見える。白某(延安府君)は陳潤の前に歿しているとわかる。
- 40 参照、趙超「由墓誌看唐代的婚姻狀況」、『中華文史論叢』一九八九年第一期。
- 41 「故鞏縣令白府君事狀」に、「公諱鏗、字□鍾、都官郎中第六子」とある。
- 42 「唐故白府君墓誌銘并序」中国陝西省韓城市博物館藏(總登記号九四、(石雕)三〇)に、「高祖温不仕、曾若鏞唐朝散大夫秘書郎、祖季論坊州宜君縣令、父公濟不仕」とあり、白温の子に若鏞という子がいたと確認できる。参照、和田浩平「白氏家族墓の謎―白居易と韓城の關係を追う―」、「白居易研究年報」第一三号二〇二二年二月。

- 43 「唐故深 watermark 縣令太原白府君墓誌銘」卷七〇は、白敏中の父白季康に関するものである。その文中に、「父諱鑄、揚州録事參軍。公即祿事參軍次子」と見える。白敏中の系譜については、参照、和田浩平「韓城白氏世系考―『大唐故白府君墓誌銘』（白公濟）を資料として」、『白居易研究年報』第一六号二〇一五年五月。
- 44 経済的理由は、参照注33、平岡武夫氏「白居易の家庭環境に関する問題」。
- 45 参照注31、謝思焯氏論文。
- 46 底本宋本「字」の下、一字空格。那波本同じ。那波本は那波道円古活字「白氏長慶集」七十一巻四部叢刊〔集部〕を使用。
- 47 解褐、庶民の粗末な服を脱ぎ、官職に就く。
- 48 鹿邑縣尉、英華本は「尉」字の下に、「歷晉陵縣尉汜水縣尉」の九字有り。底本宋本、那波本無し。英華本は李昉等「文苑英華」〔隆慶刊本〕華文書局一九六五年を使用。鹿邑縣は河南道毫（はく）州に属す。今日の河南省周口市のあたり。縣尉は県の属官。
- 49 洛陽縣、河南府に属す。今日の河南省洛陽市。
- 50 酸棗縣、河南道滑州に属す。今日の河南省延津県のあたり。
- 51 『旧唐書』卷二四「列伝」七四、「新唐書」卷一四八「列伝」七三に、「令狐彰伝」有り。いずれも「章」字を「彰」に作る。底本宋本、那波本「章」に作る。
- 52 秩滿、任期満了。
- 53 殿中侍御史、御史台の殿院に属し、京師両街の巡視にあたる。
- 54 内供奉、各省禁中を警護する内官。
- 55 賜緋魚袋、尊寵を賜り、緋を服し銀魚袋を佩することを許された。
- 56 滑臺、滑州。今日の河南省安陽市滑県のあたり。滑臺魏博節度使の幕府が置かれていた。
- 57 參謀、節度使の幕僚の一つ。軍事機密にあずかる。
- 58 咨度、諮問。
- 59 河南府鞏縣令、鞏縣は河南府に属す。今日の河南省恐義市のあたり。
- 60 三考、九年。
- 61 清直靜理、清廉で正直である。
- 62 沈厚和易、落ち着いた人柄で近づきやすい。
- 63 寡言多可、余計なことはいわず、人に寛容である。
- 64 「關」は、「関」の異体字。
- 65 確乎其不可拔、しっかりとっていて、その志を変えられない。
- 66 滑州を治めた令狐章に関しては、参照、焦靜璇「唐中後期的滑州与義成軍」、『河南理工大学報』〔社会科学版〕第二〇巻第四期二〇一九年一〇月。
- 67 斃賅、ひぼく、殺し倒す。
- 68 季庚、底本宋本、那波本「季」字下「庚」に作る。今、「唐故坊州郿城縣尉陳府君夫人白氏墓誌銘」卷四二、「新唐書」卷一九「列伝」四四「白居易」等に拠って「庚」に改める。参照、注36。
- 69 蕭山縣、江南東道の越州に属す。今日の浙江省杭州市のあたり。
- 70 左武衛兵曹參軍、左武衛は禁中の警備を司る。兵曹參軍は京兆府の武官を管理する。
- 71 宋州司戸參軍、宋州は河南道に属す。今日の河南省商丘市のあたり。司戸參軍は戸籍等を司る属官。
- 72 彭城縣、河南道徐州に属す。今日の江蘇省徐州市のあたり。
- 73 時徐州爲東平所管、「新唐書」卷三八「地理」二「河南道」によれば、當時鄆州の政治は東平郡が中心であった。
- 74 李正己の動きをいう。「新唐書」卷二二「列伝」二三八「潘鎮淄青橫梅伝」に「李正己の來歴が見え、侯希逸との關係から出世した様子が記される。李正己は、十州領有後も李靈耀の反乱を機にさらに五州を手に入れ、治所を鄆州に移し、子の李納に統治させた。建中初の唐側の汴州における動きに対し、諸藩鎮と連合。また、自ら軍隊の演習を行って、徐州での軍事を高め、建中初に歿したことが記されている。
- 75 反之狀、反乱の状況。
- 76 勝兵、精銳部隊。
- 77 埇口、埇橋。今日の安徽省宿州市のあたり。
- 78 李洧、「旧唐書」卷二四「列伝」七四「李正己」の附伝に「洧、正己從父兄也。正己用爲徐州刺史。正己死、子納犯宋州、洧以其州歸順、加御史大夫」とある。
- 79 潛謀以徐州及埇口城歸國、徐州と埇口城を国に返した経緯は、白居易「薦李晏韋楚狀」卷六八にも見える。
- 80 徐州一郡七邑、「新唐書」卷三八「地理」二「河南道」に「徐州彭城郡、睢七。彭城、蕭、豐、沛、滕、宿遷、下邳」とある。

- 81 朝散郎超授朝散大夫、朝散郎、朝散大夫はともに文散官。  
 82 本州別駕、本州は徐州、別駕は次官。  
 83 徐、泗觀察判官、徐州、泗州の觀察判官。泗州は徐州の南に位置する。觀察判官は、觀察使の属官。  
 84 制、勅命文。  
 85 州將、徐州刺史李洧のこと。  
 86 効順、忠順の誠意を示す。  
 87 貞元、徳宗の年号。  
 88 檢校大理少卿、檢校は本官の上の加官。大理少卿は司法を司る大理寺の次官。  
 89 團練判官、地方で壯丁の軍事訓練をする團練使の属官。  
 90 挈、連繫する。  
 91 將何、どうして。  
 92 貳、助ける。  
 93 徐方、徐州。  
 94 衢州、江南東道に属す。今日の浙江省衢州市のあたり。  
 95 皇甫政、「旧唐書」卷二二「本紀」二二「徳宗紀上」貞元三年春正月戊寅の条に「宣州刺史皇甫政爲越州刺史、浙東觀察使」とある。  
 96 李正己については、参照、注74。  
 97 侯希逸、「旧唐書」卷二四「列伝」七四に「侯希逸」の伝がある。  
 98 李正己の家族については、参照、張百棟「平盧淄青鎮李正己家族研究」、曲阜師範大学、碩士學位論文、二〇一三年四月。  
 99 「新唐書」卷二二三「列伝」一三八「藩鎮淄青橫梅伝」に「正己死、秘喪不発、以兵會田悦于濮陽」と見える。  
 100 参照、注79。  
 101 参照、注42、43。  
 102 「詩経」大雅「文王之什」の「文王有聲」に「詒厥孫謀、以燕翼子」、(厥(その孫謀を詒(のこ)し、以て翼子を燕(やすん)ず)とある。後に、「詒燕」で、子孫を安逸にするという意味になった。  
 103 楊軍「元稹集編年箋注」散文卷「元和六年」、三秦出版社二〇〇二年六月。  
 104 簪纓、しんえい。かんざしと冠の紐。高官をいう。  
 105 擇鄰、劉向「列女伝」「鄒孟軻母」で、孟子の母が三度住居を遷して教育に つとめた故事にもとづく。「四部叢刊初編」上海商務印書館。

白居易の母について

- 106 寸葱、「後漢書」卷八一「獨行列伝」七一「陸績」に、「母嘗截肉、未嘗不方、斷葱以寸爲度、是以知之」と、陸績が葱の切り方で母の来訪を知った故事が見える。  
 107 保參不疑、「戦国策」「秦策」に、曾參の母が、我が子が人殺しをしたと言われたが、子を信じて疑わなかったという故事がある。近藤光男訳・注釈「戦国策」上、「全釈漢文大系」集英社一九七五年を参照した。  
 108 聚螢、「晉書」卷八三「列伝」五三「車胤」に、博学の車胤が、夏螢の光で夜も書を読んでいたという故事がある。  
 109 宋本「墓」字の下に「誌」字無し。  
 110 琵琶引、参照、和田浩平「金沢文庫旧蔵『白氏文集』卷十二所収『琵琶引』の本文について」、「白居易研究年報」第二号二〇〇一年五月。  
 111 白居易の母の死については、事故死亡説がある。参照、注33平岡武夫氏「白居易の家庭環境に関する問題」第六章「母の死」。  
 112 權厝、かりにおく。柩をかりに置いて本葬を待つ。  
 113 宋本「邦」字の上に「下」字無し。  
 114 發護、掘り出し、守る。  
 115 合祔、ごうふ。合葬する。  
 116 窆厝、へんそ。埋葬する。  
 117 宅兆、墓地。  
 118 司空、北齊の白建のこと。「故鞏縣令白府君事状」に「高祖諱建、北齊五兵尚書、贈司空」と見える。  
 119 都官郎中、白温のこと。「故鞏縣令白府君事状」に「父諱温、朝請大夫、檢校都官郎中」と見える。

(本学非常勤講師)